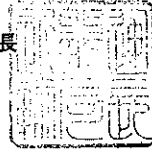




東急車輛特装 株式会社 殿

近運技技 第 5104 号
平成 23 年 9 月 2 日

近畿運輸局長



概要等説明書（試作車・組立車審査結果通知書）

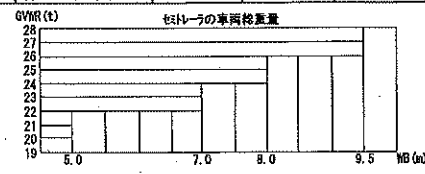
指示事項

- 1.当該試作は、製造番号 TE35H9P3S-G002に限定する。（1台）
- 2.牽引車は、いすゞ LKG-EXY52AJ(第5輪11.5t)、PKG-EXD52D8(第5輪11.5t)、PJ-EXD52D8(第5輪11.5t)、PJ-EXD52E6(第5輪11.5t)、ニッサンディーゼル ADG-GK4XAB(第5輪11.5t)の5型式で検討した。
- 3.基準値等は設計値を超えないこと。
- 4.当該車両は車両総重量について基準の緩和を必要とする。
- 5.車台番号は、職権打刻を要する。

主要諸元比較表

標準車			（試作車・組立車）		
項目	標準車	試作車・組立車	項目	標準車	試作車・組立車
車名	東急	TE35H9P3S	乗車定員人	-	-
型式	普通	普通	最大積載量 kg	27300	-
自動車の種別	普通	普通	前前軸重	9050	(- kg)
用途	貨物	貨物	後前軸重	8470	(- kg)
車体の形状	セミトレーラ	セミトレーラ	後中軸重	8475	(- kg)
燃料の種類	-	-	後後軸重	8475	(- kg)
原動機型式	-	-	計	34470	(- kg)
総重量 (L又は定額出力0%)	-	-	最大安定傾斜角度°	* 55	一般 ≥ 35°
長さ m	12.440	≤ 12m	右	* 55	その他 ≥ 30°
幅 m	2.490	≤ 2.5m	左	* 55	その他 ≥ 30°
高さ m	2.460	≤ 3.8m	前前軸	-	-
軸距 m	7.750+1.150	-	後前軸	235/70R17.5	(8480kg)
前前軸	-	-	後中軸	136/134J	(8480kg)
後前軸	1.850	-	後後軸	235/70R17.5	(8480kg)
後中軸	1.850	-	空車重量	-	≥ 18、30%
後後軸	1.850	-	積載重量	-	-
長さ m	10.650	-	リヤ・オーバーハング	1.850	≤ 1/2
幅 m	2.460	-	車台オフセット m	2.325	(5.025m)
高さ m	-	-	最小回転半径 m	* 10.9	≤ 12m
車両重量 kg	-	-			
前前軸	1920	-			
後前軸	1750	-			
後中軸	1750	-			
後後軸	1750	-			
計	7170	-			

車両総重量・軸重等の基準



隣接軸重	1.8m未満	1.8m以上	1.3m以上1.8m未満(1の車軸にかかる荷重が9.5t以下である場合)
隣接軸重	16950 kg ≤ 18t	- kg ≤ 20t	- kg ≤ 19t

能力強度等検討		
制動能力	踏力 -kg 60km/h 39m	車軸強度
空気圧 637kpa		操縦装置強度
回 転 数	-	緩衝装置強度
強 度	-	制動装置強度
車 軸 強 度	$\sigma \beta / \sigma = 570/78.726 \times 2.5 = 2.89 \geq 1.6$	連結装置強度
	$\sigma \gamma / \sigma = 460/78.726 \times 2.5 = 2.33 \geq 1.3$	

- 注1.（試作車・組立車）の欄には、該当するものを○で囲むこと。
 注2. 能力強度検討欄は、該当しないものは、省略したものを×を記入すること。
 注3. 能力強度等検討書欄は、必要に応じて項目を追加・削除することができる。
 注4. *印はいすゞ LKG-EXY52AJ型トラクタと連結時の計算値を示す。

R010993

装置の概要

目 的	分割可能な貨物の安全輸送をはかるため、段付セミトレーラとして新たに製作されるものである。（脱着式スタンション型）
車 枠 及 び 車 体	全体の構造は梯子型で、主レールとアウトリガー及びクロスメンバーとは電気溶接で組まれており、前部下面にキングピンを、後部に車軸装置を取り付けている。突入防止装置は既届出済みの2QAを取付ける。
原 動 機	
動力伝達装置	
走 行 装 置	車軸は高張力鋼で、中実丸軸スピンドル一体型の構造を有する。
操 縦 装 置	
制 動 装 置	東急 TL28J/E3型セミトレーラと同一（22国自審第92号新15517号） （主ブレーキ）気圧内部拡張式（駐車ブレーキ）スプリング式 ABS装置一式
緩 衝 装 置	エアサスペンション式
連 結 装 置	東急 TF50H4C3型セミトレーラと同一（22国自審第1259号新16884号） 第5輪方式
燃 料 装 置	
電 気 装 置	保安基準に適合した電気装置を有する。

- 注1 該当する事項が無い場合については、斜線で記入すること
 注2 届出者は、自動車の点検及び整備に関する情報の提供並びにリコール届出に関する責務があります。
 なお、リコール届出に関しては、その実施について道路運送車両法（昭和26年6月1日法律185号）に基づく勧告、命令を受ける場合があります。（第57条の2、第63条の2、第63条の3関係）

Y49156